

# 期限付酒類小売業免許の手続について

博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」といいます。）で臨時に酒類を販売するときは、期限付酒類小売業免許を受ける必要があります。

期限付酒類小売業免許を受けるためには、原則として、販売場を開設する日の2週間前までに申請する必要がありますが、**一定の要件を満たす場合には、販売場を開設する日の10日前までに届け出ることで、期限付酒類小売業免許を受けたものとして取り扱う**こととしています。

博覧会場等で臨時に酒類を販売するときは、以下の判定表で各項目を御確認いただき、博覧会場等の所在地の所轄税務署に、申請書又は届出書を提出してください。

